

日置市日吉老人福祉センター 使用料

(単位：円)

区分		午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	冷暖房（1時間 未満は、1時間 とする。以下 同じ。）につ き	
個室 1人につき	高齢者等	410	690	—	—	
	児童	340	450	—	—	
	一般	660	880	—	—	
大広間 1人につ き	個人	高齢者等	360	470	—	—
		児童	250	320	—	—
		一般	440	550	—	—
	団体	高齢者等	300	410	—	—
		児童	200	250	—	—
		一般	380	490	—	—
多目的ホール	高齢者等	1時間につき220		—	110	
	一般	1時間につき330		—	110	
栄養指導室	高齢者等	1時間につき240		—	110	
	一般	1時間につき350		—	110	
会議室	高齢者等	1時間につき170		—	110	
	一般	1時間につき280		—	110	
大ホール	使用者が入場料を 徴収しない場合	平日	5,500	11,000	11,000	310
		休日等	6,600	13,200	13,200	310
	使用者が入場料を 徴収する場合（こ れに準ずる場合を 含む。）	平日	11,000	22,000	22,000	630
		休日等	14,300	28,600	28,600	630
浴場	1回につき	高齢者等	220		—	
		児童	190		—	
		一般	330		—	
	連続回数券 11枚 綴り	高齢者等	2,200		—	
		児童	1,900		—	
		一般	3,300		—	

## 日置市日吉老人福祉センター 使用料

### 備考

- 1 1歳未満の者の使用料は、無料とする。
- 2 児童とは、12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。
- 3 一般とは、高齢者等及び児童以外の者をいう。
- 4 団体とは、15人以上で使用する場合をいう。
- 5 個室及び大広間の使用料には、浴場の使用料を含む。
- 6 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 会費を徴収して入場させる場合
  - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
  - (3) 商品等の売上高により招待券（名目のいかんにかかわらず、これに類するものを含む。）を発行して入場させる場合
  - (4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 7 使用者が市内に住所を有する者でない場合の使用料（多目的ホール、栄養指導室、会議室及び大ホールの使用料に限る。）の額は、この表により算定した額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 8 大ホールの使用料には、機器類の使用料を含む。
- 9 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。